



## (製造管理)

**第八条** 再生医療等製品の製造業者は、製品の製造に家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。）の病原体を使用する場合において、当該製品に係る作業を行うときは、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 作業室内に除じん及び除菌をした空気を導入するとともに、作業室内の天井、壁面及び床面並びに作業台その他の作業室内に設置されている設備及び器具の表面の清掃及び消毒をすること。

二 作業員以外の者が作業室に出入りすることを制限すること。

三 家畜伝染病の病原体により汚染された物品又は機械器具は、当該製造所の構内において、焼却し、又は消毒すること。

四 作業員は、更衣場所においてその衣服及び履物を清潔な作業用の衣服及び履物に交換し、作業中には清潔な作業用の帽子及びマスクを着用すること。

五 製造業者等は、使用する細胞又は組織の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、かつ、作成の日（当該細胞又は組織を製造に使用する場合にあっては、製造に使用しなくなった日）から五年間これを保存すること。

一 細胞又は組織の名称（種類名を含む。）及びその由来

二 受領先及び受領の年月日（ドナー動物から採取した場合にあっては、採取した施設、採取した年月日及び採取したときの記録）

三 繙代数、継代年月日及び継代方法

四 繙代中に生じた変化及びこれに対する対応

五 生物学的性状及びこれを検査した年月日

六 保存方法

七 製造に使用したときは、その年月日並びに製造品名及び製造番号

八 その他参考となる事項

## (品質管理基準書)

**第十一条** 製造業者等は、製造所ごとに、検体の採取方法、試験検査結果の判定方法その他の品質管理に関し必要な事項を記載した品質管理基準書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を作成しなければならない。）を作成しなければならない。

(品質管理責任者の業務)

第十二条 製造業者等は、品質管理責任者に、製品標準書又は前条の品質管理基準書（以下「品質管理基準書」という。）に基づき、次に掲げる品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

一 次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に当該業務を行わせること。

イ 原料及び製品についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行うた

めに必要な検体を採取し、その記録を作成すること。

ロ 採取した検体について、ロットごとに又は管理単位ごとに製品の製造所において試験検査を行い、その記録を作成すること。

ハ 製品（中間製品を除く。）について、ロットごとに所定の試験検査に必要な量の二倍以上の量（当該量の確保が困難な場合にあっては、適当量）を参考品として、製造された日から適切な期間、適切な保管条件の下で保管すること。

口 期日から起算して一年が経過した後は、当該製品の製造に使用された再生医療等製品生物由來原料（製品の製造に使用する生物（植物を除く。）に由来する原料をいう。）の保管をもつて製品の保管に代えることができる。

二 試験検査に関する設備及び器具を定期的に点検整備し、その記録を作成すること。

ホ ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査に必要な業務を行い、その記録を作成すること。

ヘ その他必要な業務

二 試験検査の結果の判定を行い、その結果を製造管理者及び製造管理責任者に対して文書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）により報告すること。

三 試験検査に関する記録を作成の日から再生医療等製品の有効期間の満了する期日から起算して三年が経過するまでの間保存すること。

## (出荷の可否の決定)

**第十三条** 製造業者等は、あらかじめ指定した者に、製品標準書、製造管理基準書及び品質管理基準書に基づき、次に掲げる製品の出荷の可否の決定を行ってい、その記録を作成すること。

一 製造管理及び品質管理の結果を適正に評価して製品の製造所からの出荷の可否の決定を行なう。

二 前号の記録を作成の日から再生医療等製品の有効期間の満了する期日から起算して三年が経過するまでの間保存すること。

三 前項の業務を行う者は、当該業務を適正かつ円滑に実施し得る能力を有する者でなければならぬ。

四 製造業者等は、第一項の業務を行なう者が当該業務を行なうに当たつて支障を生ずることがないようにならなければならない。

五 製造業者等は、第一項の決定が適正に行われるまで製造所から製品を出荷してはならない。

## (第四章 その他の製造管理及び品質管理に関する業務)

**第十四条** 製造業者等は、製品の品質等に関する苦情があつたときは、当該苦情に係る事項がそのままのままのままであるものでないことが明らかな場合を除き、当該製造所の製造管理者に、手順に関する文書に基づき、次に掲げる業務を行なせなければならない。

一 苦情に係る事項の原因を究明し、製造管理又は品質管理に關し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

二 苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から再生医療等製品の有効期間の満了する期日から起算して三年が経過するまでの間保存する必要がある。

(回収処理)

**第十五条** 製造業者等は、製品の品質等に関する理由により回収を行うときは、当該回収に至った理由がその製造所に起因するものでないことが明らかなる場合を除き、当該製造所の製造管理者に、手順に関する文書に基づき、次に掲げる業務を行なせなければならない。

一 回収に至った原因を究明し、製造管理又は品質管理に關し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

二 回収した製品を区分して一定期間保管した後、適切に処理すること。

三 回収の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から再生医療等製品の有効期間の満了する期日から起算して三年が経過するまでの間保存する必要がある。

## (自己点検)

**第十六条** 製造業者等は、製品の製造所の製造管理者に、手順に関する文書に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

- 一 当該製造所における製品の製造管理及び品質管理について定期的に自己点検を行うこと。
- 二 自己点検の結果の記録を作成し、その作成の日から再生医療等製品の有効期間に三年を加算した期間保存すること。

製造業者等は、前項第一号の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずるとともに、当該措置の記録を作成し、その作成の日から再生医療等製品の有効期間に三年を加算した期間保存しなければならない。

## 附 則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

## (施行期日)

**第一条** 附 則（令和三年七月三〇日農林水産省令第四五号）抄

この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

**附 則**（令和四年一二月八日農林水産省令第七二号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。